

岡山市猫の適正飼養ガイドライン

～人と猫の快適な生活を目指して～



平成27年4月

岡山市

目次

1 はじめに 1

2 定義

- ①飼い猫
- ②地域猫
- ③野良猫

3 猫についての基礎知識 2

- ①繁殖
- ②夜行性
- ③食事
- ④運動
- ⑤排泄
- ⑥鳴き声
- ⑦爪とぎ
- ⑧マーキング
- ⑨行動範囲

4 飼い猫の適正飼育について 3

- ①屋内飼育
- ②不妊去勢手術
- ③所有者明示
- ④終生飼養
- ⑤健康管理

5 地域猫活動について 6

- ①猫に関わるトラブルと問題解決に向けて
- ②地域猫活動とは
- ③地域猫活動の効果
- ④地域猫活動の実際

★ 付録① 地域猫個体管理台帳作成方法（例） 9

★ 付録② 地域猫活動ルールの作成方法（例） 10

★ 参考資料 関係法令等 11



1 はじめに

ペットブームの時代、そう言われ始めてから随分時が流れました。猫たちは品種改良され、動物愛護意識の向上により、ペットとしてばかりでなく、家族の一員、パートナーとしての地位を確立し、飼い主から愛情を受けながら飼育されるようになりました。

一方、野良猫は栄養豊富なエサをもらい、天敵である犬が飼育管理されることにより、健康状態、繁殖能力が向上するとともに、飼い猫の不適正飼育や遺棄と相まって、生息数が著しく増加しました。

そして、都市化に伴う住宅の過密化を背景に、猫による生活環境への被害が多数発生しており、行政に寄せられる特に野良猫に対する苦情相談、対応を求める声は一向に減少しません。

また、現在、行政に引き取られ、殺処分される猫の多くが、飼い主が繁殖制限（不妊・去勢手術）をしていなかったために産まれた子猫です。

本市では、こういった不幸な猫を増やさないこと、猫による苦情やトラブルを減少させることを目的に本ガイドラインを作成しました。

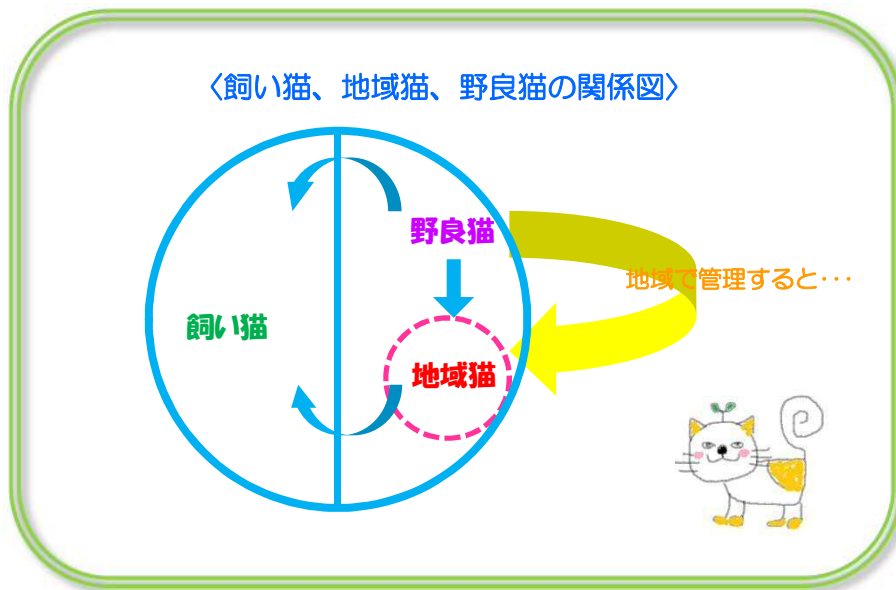
このガイドラインで、猫の正しい飼い方や飼い主としての責務、飼い主のいない猫に対する対策について明確にすることにより、動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただき、人と猫とが快適に共生できる街づくりを目指します。



2 定義

このガイドラインで使用する言葉を次のように定義します。

- ① 飼い猫：特定の飼い主が存在する猫。所有・占有の意思を持って継続的にエサや水を与えられ世話をされている猫。
- ② 地域猫：地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、所有者のいない猫。地域が飼い主となり、地域のルールに基づいて適切に飼育管理される猫。
- ③ 野良猫：特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫。



3 猫についての基礎知識

猫がどのような動物かを理解して、猫と関わりましょう。

① 繁殖

a メス

メスは生後6か月から1年以内に最初の発情を迎え、一般的に年2～4回、約3か月間隔で発情が見られ、約1週間続きます。交尾により排卵が起こるため、高い確率で妊娠します。妊娠期間は約2か月で、1回に3～6匹の子猫を産みます。発情しても交尾をしない場合は、3～4週間おきに発情します。

b オス

オスは生後6か月くらいから、オス特有の性行動（放浪癖、けんか、尿スプレー）が見られるようになり、一般的に生後約18か月頃からその行動が顕著となります。オス単独では発情せず、メスの発情に誘われて発情します。

② 夜行性

猫は本来、夜行性です。飼い猫は、飼い主の生活リズムに合わせて行動します。

③ 食事

猫は肉食傾向が強く、多くのタンパク質や脂質が必要な動物です。



④ 運動

猫は高い場所を好みます。これは、獲物を捕るときや逆に身の危険を感じたときに高いところに上っていた野生時代の本能のなごりであると考えられています。猫にとって高い場所は安全で落ち着く場所なのです。この性質を利用して、屋内でもタワーや壁面に棚を作るなどして上下運動できるようにしてあげましょう。



⑤ 排泄

やわらかい土、砂地を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。この習性を利用すれば、トイレのしつけをすることができます。

⑥ 鳴き声

猫同士のコミュニケーションのほか、発情の誘い行動、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

⑦ 爪とぎ

猫の気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られます。

⑧ マーキング

自分の匂いを残すことで自分の存在を他の猫に示すために、尿スプレー・顔や体の擦り付けなどを行います。これらの行動の多くは去勢手術で改善されます。

⑨ 行動範囲

エサや猫の数で行動範囲は変わりますが、半径50～500m位と言われています。

4 飼い猫の適正飼育について



猫は、飼い主の家族として生活に潤いを与えてくれる存在になりますが、飼い主が愛情と責任を持って最後まで飼う事ができなければ、人も猫も不幸になってしまいます。人と猫が快適に暮らすための飼い方について考えてみましょう。

① 屋内飼育

猫は、屋内のみで飼育しましょう。屋内で飼育することにより、感染症や交通事故、迷子などの危険を回避することができます。また、他人の敷地でのフン尿やいたずらによる近隣への生活環境被害やトラブルを防止することができます。



「外に出してあげないとかわいそう」と言う人もいますが、猫の習性を理解し、不妊去勢手術を施した上で、猫のニーズを満たすような生活環境を整えれば、屋内飼育でも猫にストレスを与えることはありませんし、猫にとっても安全なのです。

② 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。行政に引き取られ殺処分される猫のほとんどが子猫です。産まれてくる子猫に責任が持てない場合は、不妊去勢手術を受けさせ、繁殖制限を行いましょ。不妊去勢手術には次のようなメリットがあります。



オス

- ・発情に伴うけんかの減少、発情特有の鳴き声防止
- ・メス猫を求めての脱走防止
- ・尿マーキングを制御
- ・睾丸・肛門周囲の腫瘍や前立腺の病気の予防

メス

- ・発情期の鳴き声を防止し、オスが集まって来なくなる
- ・子宮蓄膿症や乳がんの予防

③ 所有者明示

本市には、「猫がいなくなった」という相談が毎日のように寄せられます。万が一迷子になってしまった時のために、普段から迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。災害時の対策としても、大変有効です。

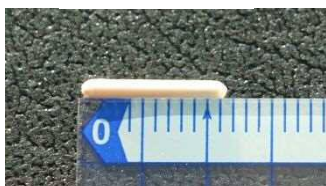
マイクロチップとは・・・

- ・直径2mm、長さ12mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。
- ・世界で唯一の15桁の数字が記録されています。この番号を専用のリーダーで読み取ります。
- ・一度体内に埋込むと、脱落することなく、半永久的に使用可能です。
- ・安全性の高い動物の個体識別（身元証明）の方法として、世界中で広く使用されています。

※インジェクターで猫の皮下に挿入しますので、かかりつけの動物病院へ相談してください。

※目視ではチップが入っていることは確認できません。名札を併用しましょう。

マイクロチップ



出典) 公益社団法人 日本獣医師会



専用のリーダーで読み取ります！

④ 終生飼養

猫の命は飼い始めたその日から、飼い主の手の中にあります。飼い始めたからには、その命がつきるまで飼育を続けることが、大原則です。

屋内できちんと飼えば、猫は10年以上生きてくれます。エサ代や病気の予防、治療等多額の費用がかかります。本当に最後まで面倒を見ることができるか、家族でよく話し合ってから飼い始めましょう。また、途中で飼い主が病気にかかったり、事故にあったりする可能性もあります。そんな場合に備えて、自分に代わって世話をしてくれる人を見つけておきましょう。

「動物を捨てること＝遺棄」は犯罪です！遺棄は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、違反した場合は100万円以下の罰金が規定されています。万が一、飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

また、みだりに、給餌や給水をやめたり、病気やけがの状態に放置したり、フン尿の堆積した不衛生な場所で飼育したり等の行為は「虐待」です。これを行った者も、100万円以下の罰金が規定されています。



⑤ 健康管理

a 病気の予防

猫の主な感染症の原因となるウイルスは、野良猫が保有していることが多く、猫同士の接触やけんか等で感染します。ワクチン接種や完全屋内飼育で、感染リスクを大幅に減らすことができます。また、ノミやダニなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫も、野良猫との接触を避け、予防を行えば、感染を回避することができます。



出典) 日本獣医生命科学大学 病態獣医学部門
感染症学分野 獣医寄生虫学研究室
池 和憲



出典) 鹿児島大学 共同獣医学部
感染症学分野 田中 哲也

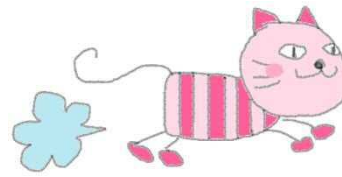


出典) 東京医科歯科大学
赤尾 信明

b 食事の管理

猫は肉食性で、高タンパクで高脂肪のエサを好み、人間と必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンの種類なども異なります。人間の食べ物、残飯は与えず、栄養面で安心できるキャットフードを与えるようにしましょう。また、人間の食べ物でも、猫には毒性のあるもの(チョコレートやネギ類など)があります。猫が間違っても食べないように気をつけましょう。

5 地域猫活動について



① 猫に関わるトラブルと問題解決に向けて

本市には、毎日猫に関する様々な苦情が寄せられます。その内容は「庭でフンをされた」、「納屋で子猫を産んだ」、「畑や花壇を掘り返される」、「車を傷つけられた」、「夜の鳴き声がうるさい」などです。「捕まえて処分しろ」、「エサやりをやめさせろ」というものもあります。

猫に困っている人がいる一方で、猫が「かわいい」「かわいそう」という感情だけでエサを与える人がおり、適正な飼い方ができていないために、野良猫を増やしたり、フン尿被害、いたずらなどで、周囲の人に迷惑をかけてしまうという現状があります。

猫は犬と法律上の扱いが異なるため、捕獲をすることはできません。また、猫にエサをあたえないことで排除しようとしても、解決にはつながりません。エサ場を失った猫は、近隣の別の場所でごみをあさるなどの新たなトラブルを発生させます。

猫に困っている人も、猫をかわいそうと思っている人も、「不幸な野良猫はいなくなしてほしい!」というのは、共通の願いです。

そこで考えだされた方法が、「地域猫活動」という考え方です。野良猫を地域という大きな家族の中で、正しく管理していこうという発想です。

まず、「猫問題」を「地域の環境問題」としてとらえ、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

② 地域猫活動とは

所有者のいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題とし、地域ぐるみで理解し、これら猫の不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らすことを目的とした活動です。

③ 地域猫活動の効果

- ・ 不幸な子猫が生まれなくなります。
- ・ 尿マーキングや独特の匂いが軽減されます。
- ・ 発情期の鳴き声やけんかが減ります。
- ・ ルールを守ったエサやりを行うことで、ごみあさりやエサの散乱を防げます。
- ・ トイレの設置により、フン尿被害が減ります。
- ・ 地域のコミュニケーションが活性化します。



岡山市の地域猫・ももにゃん



④ 地域猫活動の実際



a それぞれの役割

- 活動団体：地域猫活動の主体となります。地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の住民とともにグループを作り活動を行います。代表者を決め、猫の管理、地域での話し合い、実績報告などを行います。
- 町内会：活動団体が行う、募金活動やバザーへの協力、エサ場やトイレ設置場所の提供など、地域猫活動への理解と支援や、地域住民に対する地域猫活動の周知を行います。
- 岡山市：地域猫活動を行う団体への活動支援を行います。地域説明会の臨席・説明、不妊去勢手術費用の一部助成（岡山市地域猫活動支援事業）、捕獲器の貸出し、飼い猫指導、エサやり指導を行います。



岡山市では、「地域猫活動支援事業」を行っています。

本ガイドラインに基づき活動を行い、活動団体として指定を受けた場合、不妊去勢手術費用の一部を助成します。

要件や方法の詳細については、下記までお問い合わせください。

岡山市保健所衛生課動物衛生係 ☎086-803-1259

b 地域の合意

地域猫活動は、一方的に行えば近隣トラブルの原因になりかねません。

地域住民が活動を理解し、十分に話し合った上で、合意を確認してから始めましょう。話し合う際には、猫が苦手な方や猫の管理に反対の方にも参加を呼び掛けてください。

またこの活動で、実際に猫の数を減らしていくためには、複数年の時間を必要とするので、一人でも多くの協力者を募りましょう。

c 猫の把握（付録①参照：P9）

地域で管理する猫を把握し、識別できるようにしましょう。写真を撮るなどすると把握しやすくなります。

また、飼い主がいらないことを特定するために、地域内の飼い猫についての所有者明示や屋内飼育に協力してもらいましょう。

d 活動のルール作り（付録②参照：P10）

実施地域の実情に合わせた活動ルールを作りましょう。地域内で協力してくれる人達が無理なく活動を継続できるような、役割分担、ローテーション、日程などの体制を考えます。

e エサやり

エサやり場は、地域住民の迷惑のかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に、食べきれる量を与え、食べ終わったら、食べ残しと容器を片付け周辺を清掃します。

置きエサは絶対にしないでください。カラスや害虫が発生したり、悪臭の原因になります。

f 排泄物の管理

まず、トイレを設置しましょう。

地域住民の迷惑のかからない、許可の得られた場所に設置し、そこで排泄させるようにします。雨のあたらない、人目に付きにくい場所が好ましいでしょう。猫は、プランターや物陰に砂や土を盛っただけでもトイレとして使用します。排泄物は速やかに片付け、トイレを清潔に保ちます。



また、トイレ以外の場所に排泄してしまった場合も、適切に処理しましょう。



g 不妊去勢手術

地域猫活動に、不妊去勢手術は絶対条件です。性成熟する前（生後約6か月）に行います。

野良猫の寿命は、一般的に4～5年と言われており、不妊去勢手術を行えば、子猫は生まれず、徐々に数が減少していきます。一代限りの命を全うさせつつ、不幸な猫の数を減らしていかなくてはなりません。

また、手術実施済の猫とわかるよう、動物病院で手術と同時に耳先V字カットをしてもらいましょう。

h 近隣の環境美化

地域住民の理解を得るためにも、エサやり場やトイレを含めた周辺の環境美化に努めましょう。

i 猫の飼い主の方へ

本市には、野良猫の苦情ばかりでなく、飼い猫の苦情も多く寄せられています。

地域猫活動の推進には、飼い主の方の協力が必要不可欠です。不妊去勢手術、屋内飼育、所有者明示など適正な飼育を行い、野良猫予備軍を作らないよう、ご協力をお願いします。

★子猫や年老いた猫にとって外での生活は過酷です。元気な猫であっても、事故やけんかに巻き込まれたり危険がいっぱいです。飼い猫として終生飼養してくれる人を探しましょう。

付録①

★地域猫個体管理台帳作成方法（例）

猫の把握のために、個体ごとの管理台帳を作成すると、活動計画を立てやすくなり、手術の進み具合等を町内の人へ周知する際にも役立ちます。

番号	1			
愛称	白ちゃん			
毛色	白色			
体格	中			
性別	♂ ・ ♀			
特徴	見た目	オッドアイ、しっぽが長い		
	推定年齢	2オくらい		
	性格	臆病、警戒心強い		
	よくいる場所	〇〇公会堂の付近		
	その他	A地点の場所のエサを朝8時頃食べに来る		
不妊去勢実施予定日	平成 □ 年 ○月 ×日			
不妊去勢実施日	平成 □ 年 ○月 ×日			
日にち	健康状態	特記事項		
平成 □ 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	元気、食欲あり		
平成 □ 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	Oさん宅で捕獲、△△動物病院へ搬送		
平成 27 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	△△動物病院で不妊手術		
平成 27 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	退院、Oさん宅で様子見る		
平成 27 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	Oさん宅でリリース		
平成 27 年 ○月 ×日	異常あり ・ 異常なし	元気な姿見せる		
平成 年 月 日	異常あり ・ 異常なし			
平成 年 月 日	異常あり ・ 異常なし			
平成 年 月 日	異常あり ・ 異常なし			
(メモ)				

参考資料

1 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号

最終改正：平成 25 年 6 月 12 日法律第 38 号

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

[周辺の生活環境の保全等に係る措置]

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 岡山市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

平成 13 年 6 月 27 日市条例第 41 号

最終改正:平成 25 年 9 月 1 日市条例第 27 号

(飼い主等の責務)

第 5 条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物が繁殖して、これを飼養し、又は飼養することに代えて新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第 6 条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守し、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養することができる飼養施設を設けること。
- (3) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、周辺的生活環境が損なわれないよう適正な措置を講ずること。
- (6) 逸走した場合は、自らの責任において搜索し、收容すること。
- (7) 公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損させないこと。

第 8 条 猫の飼い主は、第 6 条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、人に迷惑をかけないように適正に飼養しなければならない。

岡山市猫の適正飼養ガイドライン

平成27年4月1日発行



岡山市保健福祉局保健管理課

Tel 086-803-1276

猫に関する相談窓口

岡山市保健所衛生課

Tel 086-803-1259

